



あぶない！ 言論の自由が！

ビラ配布の自由を守る 7・9集会

日時 7月9日 **水** 午後6時30分 **会場** 日本教育会館一ツ橋ホール

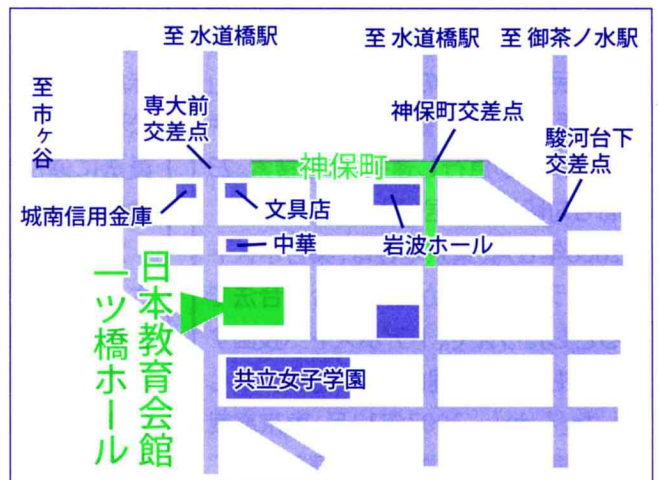
**記念
講演**

「ビラ配布の自由と日本国憲法」

渡辺 治さん(一橋大学大学院教授)

- 映像と語りで綴る3事件のたたかい
葛飾ビラ配布弾圧事件
国公法弾圧堀越事件
世田谷国公法弾圧事件
- 連帯あいさつ
- 映画「靖国」上映妨害、日教組教研集会
会場使用拒否問題についての報告

参加費 500円



●あぶない！言論の自由が！ビラ配布の自由を守る7・9集会実行委員会●

構成団体／全労連・国公労連・全教・自治労連・自由法曹団・国民救援会・ビラ配布の自由を守る会
・国公法弾圧を許さず、言論・表現の自由を守る会・世田谷国公法弾圧を許さない会

連絡先 東京都文京区湯島2-4-4(全労連) TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620

憲法改悪反対、平和と民主主義を守るたたかいが前進するなか、言論弾圧とたたかう3事件は、裁判で重要な段階を迎えています。

これら3事件の裁判勝利と、国民の言論表現の自由、ビラ配布の自由を守り、公務員の政治活動の自由をかちとるために、「あぶない！言論表現の自由が！ビラ配布の自由を守る7、9集会」を計画しました。

言論弾圧が強まっている中で、言論の自由のたたかいを大きく広げる集いとして成功させるため、多くのみなさんの参加をよびかけます。

あぶない！言論の自由が！ビラ配布の自由を守る7・9集会実行委員会

(構成団体／全労連・国公労連・全教・自治労連・自由法曹団・国民救援会・ビラ配布の自由を守る会・国公法弾圧を許さず、言論・表現の自由を守る会・世田谷国公法弾圧を許さない会)

協賛団体

新聞労連、出版労連、民放労連、日本マスコミ文化情報労組会議、映演労連、全印総連、建交労・同都本部・同鉄道東京、自交総連、医労連、福祉保育労、JMIU・同東京、全労連全国一般、全損保、金融労連、化学一般関東、検数労連、郵産労、通信労組、全医労、公務公共一般、年金者組合、民医連、東京民医連、全商連、東商連、新婦人、農民連、全生連、治安維持法国賠同盟、東京地評、東京靴工組合、千代田区労協、中央区労協、世田谷区労連、葛飾区労連 (5月13日現在)

葛飾ビラ配布弾圧事件



5月20日に最高裁に上告趣意書提出！

ビラ配布の自由を最高裁でかちとろう！

2004年12月23日、東京・葛飾区のマンションドアポストに、荒川庸生さんが日本共産党の葛飾区議団の「議会報告」や「住民アンケート」などを届けていたところ、ある住民が「共産党のビラを配っている」と110番通報。亀有警察署の刑事課長や公安警察官が急行し逮捕、自宅捜索。23日間も勾留し、「住居侵入罪」で起訴。

2006年8月、東京地裁は、集合ポストへのビラ配布はいかなる場合も合法であるとすうえで、ドアポストへ投函することも「正当な理由があり」無罪としました。しかし、2007年12月、東京高裁は法も事実をも無視して、一審判決をくつがえして罰金5万円の判決。

荒川さんと弁護団は直ちに上告し、現在最高裁判所で必ず無罪判決をと闘っています。

国公法弾圧堀越事件



東京高裁で最終盤！

公務員の政治活動の自由をかちとろう！

2003年秋の総選挙で、社会保険事務所職員の堀越明男さんが、休日に東京・中央区の自宅近くで「憲法を守れ」「イラク戦争反対」を訴えるビラ「しんぶん赤旗号外」などを配布したことが、国家公務員の政治活動を禁止した国家公務員法に違反するとして2004年3月に逮捕、起訴。

2006年6月29日、東京地裁は、「堀越さんの行為が職場に迷惑をかけたり、公務の中立性を侵すものではなかった」と認めながら、憲法に保障された国家公務員の政治活動の自由、表現の自由を否定し、罰金10万円執行猶予2年の不当な有罪判決。しかし、罰金に執行猶予を付ける異例な判決に「限りなく無罪に近い判決、有罪は釈然としない」と新聞が論じた。現在、東京高裁で審理中。

世田谷国公法弾圧事件



6月24日に東京地裁で弁護側最終弁論

秋にも予想される判決で無罪をかちとろう！

2005年9月の総選挙の投票日前日、厚生労働省職員（当時）の宇治橋真一さんが、東京・世田谷区の池尻住宅の集合ポストに「しんぶん赤旗号外」を配布したことが「住居侵入」にあると逮捕。その後、住居侵入は不起訴になりましたが、国家公務員法違反で起訴。

これまでの公判で、逮捕・起訴の違法性、国家公務員法・人事院規則が憲法や国際人権規約に違反し、最近の公務の民営化の下で国家公務員だけに政治活動を禁止する根拠がないことを明らかにしてきました。

判決を前に無罪の声を広げています。